ご寄附のお願い

埼玉県の障害者雇用率は、様々な取組がなされ改善（1.93%：前年比 0.07 ポイント上昇）が見られるものの依然として厳しい状況下にあり、今後も各種支援が必要とされています。当協会は、働く意志と能力を有する限り、障害者もそうでない人も、広く社会に参加できる基盤ができることを切に願っています。

また、高年齢者等の雇用についても、年金受給開始年齢の引き上げに伴う雇用環境の整備が求められ、少子高齢化問題とも合わせた取組が必要とされているところです。

当協会では、障害者・高齢者等の雇用並びに就業への啓発・支援等を、より積極的に行うことにより、雇用の促進が図られることを目指しています。その目的のため、当協会は、公益社団法人への移行を契機に、広く企業や個人の皆様から寄附金を受け入れ、地域の連携支援や社会貢献に役立てたいと考えるに至りました。

つきましては、次により寄附を募ることとさせていただければ幸いでございます。

何卒この趣旨にご賛同のうえ、ご協力いただけますよう、お願い申し上げます。

◇ 主な事業　　障害者関係：障害者雇用の意義についての啓発事業、「ジョブコーチ」の育成・派遣等の事業など
　　高齢者関係：継続雇用等についての人事・労務管理等支援事業など

◇ 寄附金の額　　１口　10,000 円で、１口以上とさせていただきます。

◇ 寄附金の申込み　　ご寄附をいただける方は、別紙「払込取扱票」によりお振り込みをお願います。

※ お問い合わせ先：公益社団法人埼玉県雇用開発協会　総務部
　　住所：さいたま市浦和区仲町二丁目 16 番４号
　　電話：０４８－８２４－８７３９（代）
　　FAX：０４８－８２２－６４８１

◇ 寄附金受入れの制限

当協会の寄附金等取扱規程に基づき、寄附金を受け入れる場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは受け入れることができません。

（１）寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡する条件がある場合
（２）寄附の受入に起因して、当協会が著しく資金負担が生ずるおそれがある場合
（３）前２号に掲げる場合のほか、当協会の業務遂行上支障があると認められるもの及び当協会が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

◇ 領収書の送付　　ご寄附をいただき寄附金には、税制上の優遇措置があります。
　　寄附金の入金確認後、確定申告時に必要となる「受領書」を寄附者に送付いたします。

※ 寄附金による税制上の優遇措置

・ 寄附者が会社等の場合
　(所得金額の 6.25%＋資本金等の額の 0.375%) ×1/2 を限度として損金に算入されます。

・ 寄附者が個人の場合
　その年中に寄附した合計額（総所得額の 40%を限度）から２千円を差し引いた額について、所得控除を受けることができます。